

第七部

第一回 參議院厚生委員會會議錄第二十一號

付託事件

- 教員の恩給増額に関する請願（第六号）
- 食肉統制債額撤廃に関する陳情（第二号）
- 聖域生命理療療法保護法規の制定及び名譽復讐に関する陳情（第四号）
- 児童の福祉増進に関する法令制定の陳情（第七号）
- 恩給法の改正に関する陳情（第十二号）
- 都市官公廳職員の生活安定に関する陳情（第三十八号）
- 戦死、戦災遺家族並びに傷病者の更生に関する陳情（第五十号）
- 恩給法の改正に関する陳情（第六十四号）
- 國民健康保險組合制度を改革することに関する陳情（第六十六号）
- 國民健康保險金に対する國庫補助金の増額等に関する陳情（第九十八号）
- 青少年禁酒法案（小杉いよ君發議）
- 恩給増額に関する請願（第三十九号）
- 兒童福祉法案（内閣送付）
- 青少年禁酒法制定反対に関する請願（第五十八号）
- 青少年禁酒法制定反対に関する請願（第七十一号）
- 青少年禁酒法制定反対に関する請願（第七十三号）
- 恩給法の改正に関する陳情（第五百十三号）
- 國民健康保險組合の振作促進に関する陳情（第五百五十五号）

- 國民健康保險制度の更生に関する請願（第八十二号）
- 青少年禁酒法制定反対に関する請願（第八十七号）
- 恩給増額に関する陳情（第九十三号）
- 最低生活の保証に関する陳情（第二百十八号）
- 國際電氣通信株式會社等の社員で公務員となつた者の在職年の計算に関する恩給法の特例等に関する法律案（内閣送付）
- 医師會、齒科醫師會及び日本医療團の解散等に関する法律案（内閣提出）
- 恩給増額に関する請願（第二百一十一号）
- 戦死者遺族の更生対策に関する請願（第二百六十号）
- 生活協同組合法の制定に関する請願（第四百四十三号）
- 青少年禁酒法制定に関する請願（第四百四十六号）
- 青少年禁酒法制定に関する請願（第五百一十一号）
- 住宅營團經營の住宅を國營とするこ
- 東京帝國大學演習林拂下げに関する請願（第七十二号）
- 教員恩給増額に関する請願（第七十八号）
- 青少年禁酒法制定反対に関する請願（第七十九号）
- 生活協同組合法の制定に関する陳情（第七十五号）
- 教員恩給増額に関する陳情（第二百九十八号）

- 傷病者更生援護に関する請願（第九十九号）
- 青少年禁酒法制定反対に関する請願（第二百一十一号）
- 拂下げミシンに関する請願（第二百一十号）
- 結婚問題に関する請願（第二百二十号）
- 恩給増額に関する請願（第二百二十三号）
- 社會保險制度の一元化に関する陳情（第三百三十三号）
- 教員恩給増額に関する陳情（第三百三十三号）
- 結核治療施設を市營に復元することに関する陳情（第三百三十一号）
- 教員恩給増額に関する陳情（第三百四十六号）
- 生活保護法による生活保護費を全額國庫負担することに関する陳情（第三百五十五号）
- 恩給増額に関する請願（第二百二十九号）
- 教員恩給増額に関する請願（第二百四十二号）
- 教員恩給増額に関する請願（第二百五十一号）
- 恩給法の一部を改正する法律案（内閣送付）

する恩給法の特例等に関する法律案

○恩給法の一部を改正する法律案

○醫師會、齒科醫師會及び日本医療團の解散等に関する法律案

○請願及び陳情の取扱いに関する件

○委員長（栗本重藏君） それではこれより開會いたします。本日は日程の最初に國際電氣通信株式會社等の社員で公務員となつた者の在職年の計算に関する恩給法の特例に関する法律案の審議に入ります。先ず最初に政府委員の説明を求めます。

○政府委員（河野一之君） 國際電氣通信株式會社等の社員で公務員となつた者の在職年の計算に関する恩給法の特例等に関する法律案につきまして、提出の理由を御説明申し上げます。

この度聯合國最高司令官より日本國政府に対する覺書によりまして、國際電氣通信株式會社及び日本電氣通信電話工事株式會社の通信業務を政府において引受けることとなつたのであります。これに伴ひまして、これらの兩社が実施しておりました通信業務を行うのに必要な兩社の職員をそのまま政府職員として採用する必要が起つたのであります。その際、政府の採用いたしました兩社の職員については從來の會社において在職した勤続年数に関する利益をそのまま留保させて、一般の政府職員と同等の公正な待遇を與へる必要があるものでございます。それで兩社の職員で政府に採用した者の中、恩給法上の公務員に該当する者で、會社退職のとき會社の一時退職

金の支給を受ける權利を放棄した場合には、それらの者が更に公務員を退職した際、會社の職制上の社員としての在職年数を、公務員としての在職年数に通算して、恩給の計算をすることとしたのでございまして、これがために恩給法上の特例の措置を設ける必要がある次第でございまして、尙、退官手当てにつきましても同様の措置を要する次第であります。これは、根拠規定が政令に基く閣議決定によつておりますので、別途新たに閣議決定をいたすことと相成つておるのであります。

尙、右のような恩給法の特例等の措置に伴ひまして、政府といたしましては、これら給與支給のための見返り財源に相應するものとして、會社職員が會社において在職した年数についての恩給金及び退官手当ての相当財源額を會社から國庫に納付させる必要があるものであります。これに関する措置をも併せて規定した次第でございまして、この國庫納付金の計算につきましては尙研究中であります。大体千四百万円程度のものに相成るのではないかと予定しております。

何卒御審議の上速かに御賛成あらんことをお願い申し上げます。

○委員長（栗本重藏君） 只今法制局長官が見えましたから恩給法の改正に関する説明を求めます。

○政府委員（佐藤達夫君） それでは恩給法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

ます。

今回提案になりました本案の主なる内容は凡そ五つの点に要約して申し上げますことができると思つております。五つと申ししても、実はいずれもこれは他の法制の改革に伴ひまして、この法律に所要の調整を加へんとするものでございます。

第一点は国会職員即ち衆議院事務局、参議院事務局の職員の方々の恩給制度を設けんとする改正でございます。即ち国会職員の恩給につきましては、前の議院におきまして、当時の貴族院、衆議院両院事務局職員、その他の恩給法上公務員と認められておりました職員から、引續いて国会職員になられた人々につきましてのみ、従前の身分法のまま動続するというふうに見まして、恩給法の規定を準用して、取敢えず暫定的取扱ひをして参つたのであります。そして国会職員の一般的恩給制度というもののにつきましては、その任用制度或いは給與の制度その他の身分取扱ひについての制度が確立されるのを待とうということに相成つておつたのであります。その後、御承知のように国会職員法という法律が出来まして、国会職員の只今申しましたような任用でありますとか、給與その他の取扱ひにつきまして、一般の政府職員とはほゞ同様な基準が設けられることになりました。従いまして、今回両院の事務局とも協議いたしました、国会職員については政府職員と同じ恩給制度を適用するということになつておるわけでありまして、その中で御説たる国会職員、これは恩給法上の警察監獄職員として扱う、それから

その他の一般の国会職員の人々は、これを恩給法上の文官として恩給法をこれに適用することとしたのであります。條文で申しますと、大要見にくいのでありますが、第二十條の第一項の改正の條文、それから第二十三條第二号の改正條文というふうなものが、丁度今申し上げたようなところに該当する條文であります。これが一点であります。

次に第二点であります。これは学校……

○中平常太郎君 ちよつと御発言中ですが、今審議されておる案件は、國際電氣の方ですね。

○委員長(塚本重蔵君) それじやない、これは説明は恩給法の方です。

○政府委員(佐藤謙次郎君) 第二点であります。これは学校のことに關する條文であります。御承知の通りに、学校教育法という法律が前議會で成立いたしました。それによつて学校教育制度が大きく改革されたのであります。その改革に伴う改正ということに相成るわけでありまして、即ち現在の恩給法におきましては、公立の國民学校、それから青年学校、幼稚園、盲学校、聾学校及び國民学校に類する各種の学校というふうなもの、教育職員に關する恩給の取扱ひにつきまして、いろいろ規定を設けておるのであります。今申しましたように、学校教育法ができました。今までのこれらの学校は廃止されました。それに代つて新らしい学校が設けられることになりました。で、この学校制度の改革に應じまして、新らしい制度の公立の小学校、それから中学校、盲学校、聾学校、それから幼稚園の教育職員につきまして

は、従前の國民学校、青年学校、幼稚園、盲学校、それから聾学校の教育職員と同様に取扱う。それから又新制度の公立の高等学校及びこれに類する各種学校の教育職員につきましては、従前の公立の中学校の教育職員と恩給法の上において同様に取扱う。ことにいたしましたのであります。條文で申しますと、第十六條の三、それから第十八條の第三項、それから第二十二條第五十九條の第二項、それから第六十二條の第三項乃至第五項というふうなところが、只今申しました第二点に關する條文でございます。

それから次に第三点であります。これは經濟監視官補という役人の種類が新たにできましたので、それに伴つて恩給法上の取扱ひを規定しようというわけでございます。即ち經濟監視官補を警察監獄職員として指定しようというわけでございます。經濟監視官補という職員は、今年の五月警視廳、北海道及び各府縣に設けられた職員であります。その仕事の内容が、丁度警察監獄職員に似ておりますから、恩給法の上におきまして、これを一般の巡査と同様に取扱ひをいたすために、今回の改正をお願いすることになつたわけでありまして、これは條文で申しますと、第二十三條の第五号、このところに現われておるわけでありまして、

次に第四点であります。これは裁判官と會計検査院の検査官、こういう人々につきまして、一種の懲戒処分による退職の制度が設けられておりますために、それに伴ひまして、この恩給法の方を整理しようという條文であります。即ち裁判官につきまして申し

ますれば、職務上の義務に著しく違反し、又は義務を著しく怠つて、その他職務の内外を問はず、裁判官としての威信を著しく失つというふうな行跡がありました場合には、裁判官彈劾法、これはたしか國會において御立案になつて御審議中じやないかと思ひますが、その裁判官彈劾法によりまして、彈劾裁判所に訴追されます。この彈劾裁判所が罷免裁判を行うことによつて退職せしめられるわけでありまして、それから會計検査院の検査官の方につきまして、同様の條文が會計検査院法の方にあります。職務違反の事実がありまして、場合によっては、検査官の合議でこれを決定して、それを同議院に掛けまして、國會の兩議院の議決があつたときに退職せられるというふうなことになるわけでありまして、今申しましたこれら裁判官或いは會計検査官が懲戒処分によつてその地位を失うという場合は、丁度普通の役人について免官或いは免職されるという場合と同じでありますから、この恩給法の取扱ひにつきまして、それらの場合と同様に、恩給の受給資格を喪失せしめるということにいたしましたのであります。條文で申し上げますと、第五十一條の關係の條項が丁度それに該当するところでございます。

次に第五点であります。これはもう取り立てて申上げることでもございませう。例へば官制が変りましたために、内閣恩給局長というものが、總理恩給局長というふうなことになる必要があらうわけでありまして、その他この法律に所要の整備を加へるといふ必要が

ありますので、これも今回の改正案の一部分として入つております。今回の改正案の條文で申しますと、第二十五條の第一号の關係、それから第二十六條の關係、それから第四十九條の第二項の關係、それから別表の改正の關係、それから附則の方です。五條と六條の一部分の改正が今同上つております。そのほかのことは、今最後に申し上げます。大要簡單でございまして、以上が本案を提出するに至りました理由でございます。

尙詳細の点につきましては、御質疑に應じまして、當局よりお答えすることにしたいたしと存じます。何卒よろしく。

○委員長(塚本重蔵君) 只今法制局長官より恩給法の一部を改正する法律案についての説明を伺つたわけでありまして、先づ最初に、この二つの法律案について何か御要求になる資料等がありましたら……

○小林勝馬君 これは二つともこちらが先議でありますか、それとも衆議院を通過して來ておるものでありますか、その点をお伺ひしたいことと、向この恩給法の改正の部分だけのあれで、原文の參考資料はございませうが、それらも是非取寄せて頂きたいと思ひます。

○委員長(塚本重蔵君) この兩案とも本院では予備審査であります。今小林委員から要求のありました恩給法の全文を一つ資料に要求いたします。その外に……

ありますので、これも今回の改正案の一部分として入つております。今回の改正案の條文で申しますと、第二十五條の第一号の關係、それから第二十六條の關係、それから第四十九條の第二項の關係、それから別表の改正の關係、それから附則の方です。五條と六條の一部分の改正が今同上つております。そのほかのことは、今最後に申し上げます。大要簡單でございまして、以上が本案を提出するに至りました理由でございます。

尙詳細の点につきましては、御質疑に應じまして、當局よりお答えすることにしたいたしと存じます。何卒よろしく。

○委員長(塚本重蔵君) 只今法制局長官より恩給法の一部を改正する法律案についての説明を伺つたわけでありまして、先づ最初に、この二つの法律案について何か御要求になる資料等がありましたら……

○小林勝馬君 これは二つともこちらが先議でありますか、それとも衆議院を通過して來ておるものでありますか、その点をお伺ひしたいことと、向この恩給法の改正の部分だけのあれで、原文の參考資料はございませうが、それらも是非取寄せて頂きたいと思ひます。

○委員長(塚本重蔵君) この兩案とも本院では予備審査であります。今小林委員から要求のありました恩給法の全文を一つ資料に要求いたします。その外に……

○山下重信君 我々はこの恩給という改正に伴ひまして、若干の増額をいた

○山下重信君 我々はこの恩給という

改正に伴ひまして、若干の増額をいた

應答等は、資料を得た後、次会にこれ

のと認めて、これより討論に入りま

び日本医療團の解散等に関する法律案

二つの請願を医療制度の小委員会にお願いたします。

次に請願文書表第六十六号戦死者遺族の更生対策に関する請願、第九十九号傷病者更生援護に関する請願、第二百十号拂下げミシンに関する請願、以上三つの請願を社会事業振興に関する小委員会に付託したいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(塚本重蔵君) それではこの三つの請願を社会事業振興の小委員会にお願いたします。

次に文書表第六十九号住宅営團經營の住宅を國營とすることに關する請願、及び文書表第七十二号東京帝國大學演習林拂下げに関する請願、この二つの請願を住宅問題調査の小委員会に付託したいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(塚本重蔵君) この二つの請願を住宅問題調査の小委員会にお願いたします。

次に陳情案件につきまして、それぞれ關係の小委員に審議をお願いしたいと思ひます。御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(塚本重蔵君) 御異議ないものと認めます。それでは陳情番号、第二号食肉統制額削減に関する陳情、陳情第四号聖靈生命眞理療法保護法規の制定及び名譽恢復に関する陳情、陳情第六十六号國民健康保險組合制度を改革することに関する陳情、陳情第九十八号國民健康保險金に対する國庫補助金の増額に関する陳情、陳情第九十五号國民健康保險組合の振作促進に関する陳情、第三百三十三号社会保険制

度の一元化に関する陳情、第三百二十一号結核医療施設を市營に復元することに関する陳情、以上の陳情をそれぞれ医療制度調査小委員会に付託するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(塚本重蔵君) 御異議ないものと認めます。さう決します。

次に陳情第三十八号都市官公廳職員の生活安定に関する陳情、第五十号戦死、戦災遺家族並びに傷病者の更生に關する陳情、第二百十八号最低生活の保証に關する陳情、第二百七十五号生活協同組合法の制定に關する陳情、第三百五十五号生活保護法による生活保護費を全額國庫負担とすることに關する陳情、以上の陳情を社会事業振興調査小委員会に付託するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(塚本重蔵君) それではさうに決します。以上であります。

本日はこれを以て散會いたします。

午後二時十五分散會

出席者は左の通り。

委員長 塚本 重蔵君
理事 今泉 政喜君
委員 谷口彌三郎君
内村 清次君
中平常太郎君
三木 治朗君
中山 壽彦君
安達 良助君
木内キヤウ君
小林 勝馬君
藤森 眞治君
井上なつる君
小杉 い子君

波多野林一君
服部 敦二君
穂積貞六郎君
山下 義信君
米倉 龍也君
千田 正君
草葉 隆圓君
政府委員
法制局長官 佐藤 達夫君
恩給局長官 三橋 則雄君
大藏事務官(主計局長) 河野 一之君
厚生事務官(医務局長) 東 龍太郎君
通信事務官(電務局長) 中山 次郎君
通信事務官(工務局長) 篠原 登君

九月二十九日本委員会に左の事件を付託された。

一、恩給増額に関する請願(第二百二十九号)
二、教員恩給増額に関する請願(第二百四十二号)
一、教員恩給増額に関する請願(第二百五十一号)

(請第二百二十九号) 昭和二十二年九月十五日受理

恩給増額に関する請願

請願者 長野縣埴科郡東條村七二三番地 新田隣平外二百六十一名

紹介議員 木下 盛雄君
この請願の趣旨は、請第三十九号と同である。

(請第二百四十二号) 昭和二十二年九月十七日受理

教員恩給増額に関する請願

請願者 長野縣下水内郡水内村大

宇北信一七二三番地 廣瀬イセ外十一名(外五件)
紹介議員 木内 四郎君
この請願の趣旨は、請第六号と同じである。

(請第二百五十一号) 昭和二十二年九月十九日受理

教員恩給増額に関する請願

請願者 長野縣更級郡篠ノ井町大字布高田八三七番地
中澤芳三郎外六十九名(外一件)

紹介議員 木下 盛雄君外一名
この請願の趣旨は、請第六号と同じである。

九月三十日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、恩給法の一部を改正する法律案(予第五十九号)
恩給法の一部を改正する法律案
恩給法の一部を次のように改正する。

〔裁定官廳〕を〔裁定廳〕に、「内閣恩給局長を〔總理恩給局長〕に、「關係官廳」を「關係廳」に改める。
第十六條第三号中「國民學校、青年學校、幼稚園、盲學校、聾聵學校及國民學校ニ類スル各種學校」を「小學校、中學校、盲學校、聾聵學校、養護學校及幼稚園」に改め、又ハ幼稚園を創る。
第十八條第三号中「國民學校、青年學校、幼稚園、盲學校、聾聵學校及國民學校ニ類スル各種學校」を「小學校、中學校、盲學校、聾聵學校、養護學校及幼稚園」に改め、又ハ幼稚園を創る。
第二十條第一号中「官ニ在ル者」を「官ニ在ル者又ハ國會議員」に改める。
第二十二條第一号中、「幼稚園」を削り、同條第二号中「官立」を「國立」に改

め、又は幼稚園を創る。
第二十三條第二号を次のように改める。
二 獨親タル國會議員
同條に左の一をを加える。
五 經濟監督官補タル地方事務官
第二十五條第一号中「ニ在リテハ任官」を「ニシテ官吏タルモノニ在リテハ任官、其ノ他ノモノニ在リテハ任命」に改め、但書を創る。
第二十六條第一号第一号中「ニ在リテハ任官、退官又ハ失官」を「ニシテ官吏タルモノニ在リテハ任官、退官又ハ失官、其ノ他ノモノニ在リテハ免職、退職又ハ失職」に改め、但書を削り、同條第二号中「ニシテ官吏タルモノ」を創る。

第四十條第一号中「第三十三條、第三十八條及前條」を「前二條」に改める。
第四十九條第二号中「準文官及進教員ニ進スヘキ者」に改める。
第五十一條第一号に左の二号を加える。

三 彈劾ニ關スル法令ノ適用ニ依リ退職シタルトキ
四 會計検査院検査官職務上ノ義務ニ違反スル事實ニ付會計検査院法第六條ノ規定ニ依リ退職シタルトキ
第五十九條第二号中「國民學校、青年學校、幼稚園、盲學校、聾聵學校及國民學校ニ類スル各種學校」を「小學校、中學校、盲學校、聾聵學校、養護學校及幼稚園」に改め、又ハ幼稚園を創る。

第六十二條第三号中「國民學校、青年學校、幼稚園、盲學校、聾聵學校又ハ國民學校ニ類スル各種學校」を「小學校、中學校、盲學校、聾聵學校、養護學校又

小杉 い子君
諸願者 長野縣下水内郡水内村大
り、同條第二項中「官立」を「國立」に改
中學校、盲學校、聾學校、養護學校又

ハ幼稚園」に改め、同條第四項中「中學校又ハ之ト同等以下ノ程度ノ學校」を「高等學校又ハ之ニ類スル各種學校」に改め、同條第五項を削る。

別表第二号表及び第五号表乃至第八号表中「親任」を削る。

附則

第一條 この法律は、公布の日から、これを施行する。但し、第十六條第三号、第十八條第三項、第二十二條、第五十九條第二項及び第六十二條第三項乃至第五項の改正規定は、昭和二十二年四月一日から、第二十三條第五号の改正規定は、同年五月二日から、第二十條第一項、第二十三條第二号、第二十五條、第二十六條、別表第二号表及び第五号表乃至第八号表の改正規定並びに附則第六條の規定は、同年五月三日から、これを適用する。

第二條 従前の規定による學校又は幼稚園の教育職員及び準教育職員については、第十六條第三号、第十八條第三項、第二十二條、第五十九條第二項又は第六十二條第三項乃至第五項の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。

第三條 第六十二條第三項又は第四項の改正規定の適用については、同條第三項の改正規定による勤務在職年には、従前の同項の規定による勤務在職年を、同條第四項の改正規定による勤務在職年には、従前の同項の規定による勤務在職年を含むものとする。

第四條 昭和二十二年五月二日において現に公務員たる者が、引き続き國會職員になつた場合には、これを勤務とみなす。

第五條 従前の親任官については、別表第二号表又は第五号表乃至第八号表の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。

第六條 昭和二十二年法律第七十七号附則の一部を次のように改正する。

第九條を削除する。

第十條中「普通地方公共團體」の下に「又は特別区たる特別地方公共團體」を加える。

昭和二十二年十一月十一日印刷

昭和二十二年十一月十二日發行

參議院事務局

印刷者 印刷局